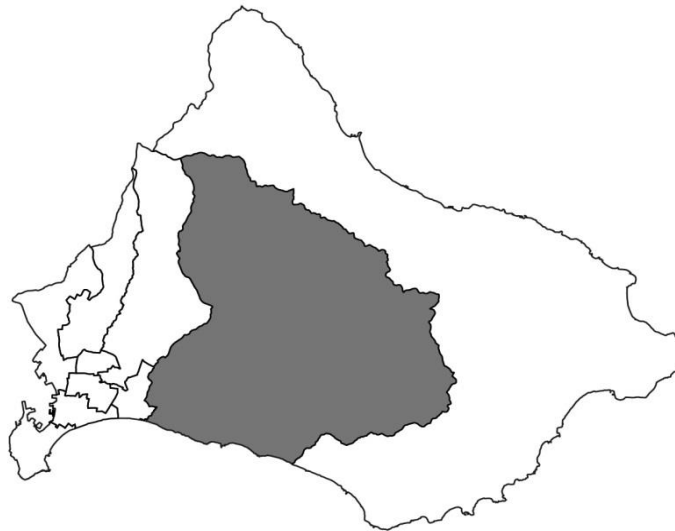


# 高齢者あんしん相談窓口

函館市地域包括支援センター たかおか

平成28年度活動計画

東央部第2圏域



# — 目 次 —

1. 圏域の特徴と課題	・・・	p.1
2. 現状分析と活動計画		
＜介護予防事業＞		
1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	・・・	p.2～p.3
＜包括的支援事業＞		
1. 総合相談支援業務	・・・	p.4～p.7
2. 権利擁護業務	・・・	p.8～p.10
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	・・・	p.11
4. 介護予防ケアマネジメント業務	・・・	p.12
5. 地域ケア会議推進事業	・・・	p.13～p.14
＜任意事業＞		
1. 家族介護支援事業	・・・	p.15
2. 住宅改修支援事業	・・・	p.16

# 圏域の特徴と課題

東央部2

## 1. 人口の推移と年齢構成

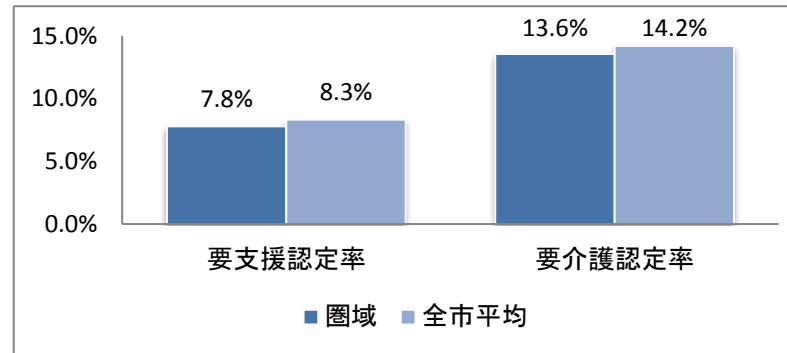
	(人)					H28.3末	
	H24.3	H25.3	H26.3	H27.3	H28.3	割合(%)	全市(%)
年少人口	2,686	2,510	2,428	2,347	2,264	8.9%	10.3%
生産年齢人口	16,310	15,678	15,081	14,408	13,769	54.1%	57.3%
高齢人口	8,368	8,634	8,882	9,195	9,437	37.1%	32.5%
(再掲)65～74歳	4,210	4,382	4,581	4,850	4,991	19.6%	16.4%
(再掲)75歳以上	4,158	4,252	4,301	4,345	4,446	17.5%	16.1%

## 2. 世帯構成

	H28.3末		
	世帯数(件)	割合(%)	全市(%)
高齢者単身世帯	3,235	24.3%	22.6%
高齢者複数世帯	2,016	15.1%	12.1%
その他	8,071	60.6%	65.3%

## 3. 要支援認定の状況

	H28.3末		
	H27.3	H28.3	全市
要支援認定者(人)	726	734	7,219
要支援認定率(%)	7.9%	7.8%	8.3%
給付実績(人)			
給付率(%)			



## 4. 介護保険サービス事業所数

	H28.3末
居宅介護支援事業所	7
小規模多機能型居宅介護	1

## 5. 圏域の課題

当圏域は大きく分けると3つの特徴がある。根崎町から石崎町までの海岸沿いの地域から山間や高台に位置する漁業や農業に携わることの多い地域、上湯川町や西旭岡町にある巨大な団地群、圏域内に点在する函館市のベッドタウンとして開発された当時の新興住宅地。これらを内包する地域は、生産人口の低下と高齢化の進行により、今後の支援者数の増加が懸念される地域である。都市型の問題の他、特に近隣に病院や商店等が著しく少ないことにより、交通手段の確保が必須であり、疾病等により手段を失った場合、閉じこもりや生活不活発の進行から認知症の発症に至る可能性も高い。これらについて、具体的かつ計画的に取り組みを進める必要がある。

# 介護予防事業

## 1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第1号

【目的】健康づくりに関する活動の体験や知識の普及を通して、地域の高齢者の介護予防に対する意識を高めることにより、自立した生活の継続と社会参加の促進を図ることを目的とする。

【重点事項】健康づくり教室が終了しても、地域の高齢者が介護予防に関する活動を継続できるよう支援する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
健康づくり教室 (新規・継続・自主)	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身近に運動や社会参加ができる活動の場が少ない。</li> <li>・近隣同士の交流の機会が少なく、高齢者が孤立化が増加する可能性がある。</li> <li>・長く自立した生活を送ることができるよう筋力低下予防、疾病予防等健康維持のための知識や対策が必要である。</li> <li>・交流や運動等活動の場を継続することが難しい。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全市に比べ高齢人口の割合、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が多い。</li> <li>・介護原因疾患である高血圧、高脂血症、糖尿病のリスク保有者が多い。特に糖尿病の有所見が他圏域に比べ多い。</li> <li>・今後も認知症高齢者の増加が予測される。</li> <li>・基本チェックリストの認知症、うつ項目該当者が3割を占める。</li> <li>・日常的に交流の場、集まる機会が少ない。</li> <li>・市街地から離れている地域であるため、交通の便も悪く、外出しにくい環境である。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <p>【開催回数】</p> <p>①新規教室 1クール12回×1町会</p> <p>②継続教室 1クール12回×1町会</p> <p>③自主活動支援 不定期 2町会</p> <p>1.運動方法や健康に関する知識(生活習慣病、認知症等)を深めることができる。</p> <p>2.筋力低下、転倒・骨折、関節疾患予防の為、運動の習慣化の必要性を理解し、実践できる。</p> <p>3.社会参加の機会となり、地域での交流を深めることができる(顔見知りが増える等)。</p> <p>4.健康や体力を維持・向上することができる。</p> <p>5.相談窓口や社会資源について把握し、必要時相談できる。</p> <p>6.教室の活動が参加者により継続し、介護予防の活動や社会的交流が継続できる。</p>	<p>①対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場まで自力で通える65歳以上の高齢者。</li> <li>・昨年度より町会役員から要望が上がっていた上野町会で実施予定。町会でふまねっと等に取り組んでいるが、定期的な運動・交流の機会やリーダー育成、運動方法の伝達のため教室を実施する。</li> <li>・男性参加者の取り込みのため、御夫婦での参加等呼びかけを行う。</li> <li>・町会役員を中心に教室を運営することで来年度以降継続教室へ繋げるための下地を作り意識する。</li> </ul> <p>②開催場所:百寿会館</p> <p>③具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎回運動実践を取り入れ、継続意欲の維持向上を促進。運動は、自宅で継続できる簡易なものを取り入れ、運動の習慣化を促進。(膝痛対策メニュー、ラジオ体操等)</li> <li>・センター3職種等による担当分野に関する講話実施。</li> <li>・生活習慣病予防、認知症予防に関する講話等実施。</li> <li>・レクリエーションを取り入れ、楽しみながら取り組めるプログラムを作成。</li> <li>・減塩食等試食を行い、適正カロリーや塩分量等の学習機会を設定。</li> <li>・体力測定を行い、個々の具体的な目標を明確化し、効果の実感を促進。</li> </ul> <p>④継続・自主活動支援について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者の積極性や個々の意欲向上につながるよう参加者同士の意見等反映しながら展開する。</li> <li>・参加者が役割を担うことができるよう意図的な関わりを行い、担い手の育成を図る。</li> <li>・町会役員等担い手が教室を運営できるよう、随時課題の共有と提案を行う。</li> <li>・参加が望ましい高齢者への情報提供、参加勧奨。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数(新規・継続)</li> <li>・自主グループ支援回数</li> <li>・参加者数(実・延)</li> <li>・参加者の主観的健康観の変化</li> <li>・継続活動の状況</li> </ul>

## 1. 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		目標	具体策	評価指標
住民への 介護予防に関する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康や認知症等疾患について知識を得る機会が少ない。</li> <li>若い世代と高齢者の交流の機会が少なく町会の高齢化等により地域力の低下がみられる。</li> <li>長く自立した生活を送ることができるよう筋力低下予防、疾病予防等健康維持のための知識や対策が必要である。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市に比べ高齢人口の割合、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が多い。</li> <li>市街地から離れている地域であるため、交通の便も悪く、外出しにくい環境である。</li> <li>生産年齢人口の減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への記事掲載回数【1回】</li> <li>1. 広報や出前講座を通じ、相談窓口や社会資源、介護予防や疾患に対する関心を持ち、知識を深めることができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 広報紙に介護予防に関する記事を掲載する。</li> <li>② 広報紙をホームページに掲載し、介護予防についての情報を発信する。</li> <li>③ 出前講座の開催及び講師派遣。</li> <li>④ 出前講座実施メニュー(仮名称)への反映。 ・介護予防について</li> <li>⑤ 教室等事業時や訪問先、町会、民生委員へのパンフレット配布。 ※住民の意見を反映させ、具体的な内容決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙・パンフレットの配布回数と対象者</li> <li>・出前講座、講師派遣回数と対象者</li> </ul>

# 包括的支援事業

## 1. 総合相談支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第1号

【目的】地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関または制度の利用につなげるなどの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】支援が必要な高齢者を早期発見し、適切な支援を行うために、気になる高齢者に気付く視点や地域包括支援センターの役割について普及啓発を行い、地域包括支援ネットワークの構築を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
地域包括支援 ネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・函館市内の地域包括ケアシステム構築を推進するために、既存のネットワークの強化と、新たな取り組みを模索する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターが取り組む各種事業が、地域のケアシステム構築の足がかりとなる。</li> <li>・変化する各種制度の中で、専門職の担う役割も変化しており、関係機関がより横断的に密接に関わりを持つ必要がある。</li> <li>・地域と関係者が協力しやすい体制を目指すために、積極的に運営推進会議を活用する必要がある。</li> <li>・圏域内に医療機関が少ないため、多くの住民は圏域外の病院を利用している。これら医療機関とのネットワーク構築を推進し、要支援者の早期発見、早期対応を目指す必要がある。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.各種事業(住民参加型)を通じ、相談しやすい環境作りを行う。</li> <li>2.各団体との懇談会を継続し、市内全域の地域包括ケアシステム構築を推進する。</li> <li>3.具体的な協力体制を検討し、地域福祉の向上を目指す。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①各種事業を通じてのネットワークの推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談、見守りネットワーク、健康づくり教室、住民参加の出前講座や地域ケア会議等の活動</li> <li>・個別のケース対応を通じての意見交換等</li> </ul> </li> <li>②各団体との懇談会の実施。 (10包括・函館市高齢福祉課合同) <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種職能団体</li> <li>・法テラス</li> <li>・函館市民生児童委員連合会</li> <li>・函館市町会連合会</li> <li>・警察関係</li> <li>・その他団体</li> </ul> </li> </ol> <p>(東央部合同)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・急性期病院との連携の推進 法人内の中央病院、五稜郭病院との勉強会や懇談の実施</li> <li>・認知症疾患医療センターとの連携推進 近隣の渡辺病院、富田病院との情報交換、懇談</li> </ul> <p>(東央部第2圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各交番、医療機関、郵便局等への広報、情報交換</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>③運営推進会議を通じてのネットワーク構築の推進。</li> <li>④その他取り組みの検討。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク構築数</li> <li>・ネットワーク構築機関</li> </ul>

## 1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
実態把握	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センターに来所相談する事が困難。</li> <li>・孤立している高齢者世帯の把握が必要。</li> <li>・今後に備え元気な高齢者の実態把握が必要。</li> <li>・課題を抱えているが自ら助けを求める事が出来ない高齢者や家族がいる、もしくは課題が何らかの問題行動や近隣トラブル等で明らかになる事がある。</li> <li>・実態把握計画数値に対する、達成率が低い。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者単身、高齢者複数世帯が6割。</li> <li>・前期高齢者が後期高齢者よりも多い。</li> <li>・団地では、近隣関係が希薄である。</li> <li>・漁村部では、近隣との繋がりは密であり、親類関係も多い。</li> <li>・山間部では、隣の家との距離が離れているが、比較的近隣との繋がりがある。</li> <li>・移動手段が限られている。</li> <li>・近隣に精神科病院が2箇所あり、精神疾患や精神疾患疑いの高齢者や家族が多い。</li> <li>・見守りネットワークにおいて職員1人あたりの担当件数が多く、担当職員数も限られていた。また、元気な高齢者には玄関先で断られることが多いが、時間経過後相談に至るケースが増えている。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者基本情報作成数【1030件】</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.地域支援事業で行った実態把握を確実に提出する。</li> <li>2.見守りネットワークでの実態把握体制を整える。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①地域支援事業を通し実態把握を行なう。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合相談支援業務では出来るだけセンター職員の訪問(必要時は事業所同行)を基本とする。</li> <li>・権利擁護、ケアマネ支援、支援困難ケース、各種モニタリング等で行なった実態把握について、地域支援専任職員が提出の確認を行う。</li> </ul> </li> <li>②訪問時は、同居家族等元気な高齢者への実態把握を実施する。</li> <li>③センター職員1人1人が上記意識付けが出来るように適宜地域支援専任職員が発信する。</li> <li>④見守りネットワーク事業の実施体制の整備。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員との面談実施、関係構築</li> <li>・余裕を持ったクール数の設定、全職員での実施による職員1人あたりの担当件数の削減。(上湯川以外は、3職種での実施)</li> <li>・玄関先で断られた場合には、センターのパンフレットや広報紙、名刺の配付を行い、センターの役割の周知を行う。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者基本情報作成数と計画数値に対する達成率</li> <li>・利用者基本情報作成の内訳と地域支援事業分の計画数値に対する達成率</li> <li>・実態把握率</li> </ul>

1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
総合相談	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者もしくは家族が精神疾患を抱えており課題が重層化しているケースがある。</li> <li>・近隣の助けでは限界になり相談に至るケースがある。</li> <li>・近隣に住む親類親戚関係の悪化で家族関係が複雑なケースがある。</li> <li>・複雑な相談内容に対応するため相談受付体制の整備や職員のスキルアップや連携が必要。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者単身、高齢者複数世帯が6割。</li> <li>・前期高齢者が後期高齢者よりも多い。</li> <li>・団地では、近隣関係が希薄である。</li> <li>・漁村部では、近隣との繋がりは密で、親類関係も多い。</li> <li>・山間部では、隣の家との距離が離れているが、比較的近隣との繋がりがある。</li> <li>・近隣に精神科病院が2箇所あり、精神疾患や精神疾患疑いの高齢者や家族が多い。</li> <li>・移動手段が限られている。</li> <li>・町会、民生委員活動が活発である。</li> <li>・職員の経験年数が浅い。</li> </ul>	<p>1.どのような支援が必要かを把握し適切な支援・資源に繋げる。</p>	<p>①支援の入り口となる総合相談を適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話、来所、訪問等による相談受付を実施。</li> <li>・事務員の他、営業日午前、午後に相談受付職員の配置を行なう。</li> <li>・相談受付票を活用し、正確な相談内容把握や、緊急レベルを意識する。</li> <li>・関係機関(高齢福祉課・介護保険事業所・医療機関・司法関係等)と連携し適切な調整を行なう。</li> <li>・祝日営業、土曜日営業を活かし相談者の若年化や就労等、家族形態の変化に柔軟に対応する。</li> </ul> <p>②相談受付体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日打ち合わせ(ケース検討、対応の振り返り、情報交換)を行なう。</li> <li>・町会や民生委員と、個別ケース対応、地域ケア会議、広報紙配布等で顔の見える関係を構築する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談対応件数(実・延)</li> <li>・相談形態内訳</li> <li>・相談者の続柄内訳</li> <li>・相談内容内訳</li> </ul>
保健福祉サービス等の利用調整	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定のケアマネジャーからの利用調整相談となっている。</li> <li>・ケアマネジャーが概要が分からず支援が必要な利用者へ繋がっていない可能性がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内居宅8箇所(内4箇所が1人、2箇所が2人、残り2箇所が5人と6人)であり小規模な居宅介護支援事業所が多い。</li> <li>・小規模な居宅介護支援事業所が多く組織内での情報交換が難しい。</li> </ul>	<p>1.圏域のケアマネジャーへの保健福祉サービス等の周知を行い必要な高齢者への気付きの視点を持つことが出来る。</p>	<p>①圏域内居宅介護支援事業所へアンケート実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケートでケアマネジャーが各種保健福祉サービスをどの程度理解しているか確認する。</li> </ul> <p>②アンケートの結果を元に、居宅介護支援事業所ケアマネジャー向けのサービス説明を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援事業所(個別・個人)での説明会。</li> <li>・包括支援センターでの説明会。</li> </ul> <p>③ケアマネジャーからの個別ケース相談対応。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用調整件数</li> <li>・モニタリング実施数(率)</li> <li>・ケアマネジャーへのアンケート結果</li> <li>・説明会の実施回数</li> </ul>



1. 総合相談支援業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い世代への周知の為、周知方法の多様化が必要である。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>37町33町会と町会数が多い。</li> <li>高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が多く、家族が遠方にある事が多い。</li> <li>相談者が低年齢化(20代後半～60代)してきている。</li> <li>ホームページを見ての相談が増えている。</li> </ul>	<p>【発行回数】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年2回</li> </ul> <p>1.函館市地域包括支援センターたかおかの周知を行ない、相談受付数が増える。</p>	<p>①センターパンフレットを作成・配付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>役割、担当地域、職員写真、連絡先、所在地、営業日時、出前講座等について掲載し、相談者が安心して相談出来るようにする。</li> <li>個別訪問や出前講座等で活用する。</li> </ul> <p>②広報紙の作成・配付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>名称等変更の周知のため、名称、担当地域、役割、職員体制を掲載する。</li> <li>町会長もしくは町会役員に配布し、回覧を依頼する。</li> <li>民生児童委員協議会定例会での配付。</li> <li>各関係機関(市高齢福祉課、湯川支所、銭亀沢支所、地域密着型サービス事業所、駐在所)への配付および設置依頼。居宅介護支援事業所、施設、居宅サービス事業所への送付。</li> <li>配付・設置場所の拡大の検討</li> </ul> <p>⑧出前講座実施メニュー(仮名称を)作成し、町会、民生委員へ配布する。</p> <p>⑨パンフレット・広報紙をホームページに掲載し、「たかおか」について情報を発信する。</p> <p>⑩気になる高齢者に気付く視点について広報紙に掲載し、地域住民が支援が必要な高齢者を早期発見出来るようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙発行回数</li> <li>出前講座や講師派遣の回数と対象者</li> <li>広報紙を配布した機関</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 2. 権利擁護業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第2号

【目的】地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うことを目的とする。

【重点事項】高齢者虐待の早期発見のため、個々のケース支援を通じて、医療機関との連携を強化する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護相談 (高齢者虐待・困難事例への対応、成年後見制度の利用促進・消費者被害の防止に関する対応)	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題が重複してたり、緊急性のあるケースの相談受付時の相談体制が必要。</li> <li>・センター内での多職種協働で対応する事が必要。</li> <li>・職員間の継続的な意見交換が必要。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の権利擁護相談対応経験が少なく、職種や経験により対応能力の差がある。</li> <li>・高齢者単身、高齢者複数世帯が6割。</li> <li>・前期高齢者が後期高齢者よりも多い。</li> <li>・団地では、近隣関係が希薄である。</li> <li>・近隣に精神科病院が2件あり、精神疾患や精神疾患疑いの高齢者や家族が多い。</li> </ul>	1.センター内の相談受付体制整備を行なう。	<p>①相談受付体制の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務員の他、営業日は午前と午後に相談受付職員の配置を行なう。</li> </ul> <p>②職員フォロー体制の整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の相談受付の際は随時多職種間で相談し対応を検討。</li> <li>・主/副担当制での対応の実施。</li> </ul> <p>③事案発生時の迅速かつ適切な対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢福祉課、各関係機関への報告、連絡の実施。</li> </ul> <p>④毎日打ち合わせでの情報共有と多職種間での意見交換の実施。</p>	<p>○権利擁護相談対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応件数</li> <li>・対応事案内訳</li> <li>・相談・通報者内訳</li> </ul> <p>○高齢者虐待対応状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通報件数</li> <li>・通報者内訳</li> <li>・虐待実件数</li> <li>・虐待対応件数(実・延)</li> <li>・終結件数(率)</li> </ul>
高齢者虐待対応における医療機関とのネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神疾患を抱えている高齢者や家族が多く、他機関との連携が必要。</li> <li>・圏域に限らず近隣の圏域の医療機関との連携が必要。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域の医療機関数が1件(内科)と少なく、圏域内の高齢者は圏域以外の医療機関に受診している。</li> <li>・隣接する地域に市内の主要な精神科病院が2件あり、精神疾患を抱えている高齢者や家族が者や家族が多い。</li> <li>・医療機関からの通報件数:H27年度0件</li> <li>・虐待対応後、医療機関への確認で虐待疑いの事実を知っていたが通報に繋がらないケースがあった。</li> </ul>	1.個々のケースを通して医療機関との関係性を持つ事が出来る。	<p>①ケース毎に関係する医療機関(医療相談室等も含む)への状況確認とセンターの役割の周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市の高齢者虐待パンフレットの活用。</li> <li>・センターで作成したパンフレットの活用。</li> </ul> <p>②法人内医療機関(医療相談室等も含む)との連携強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回ソーシャルワーカー会議に出席。</li> </ul> <p>③新たな連携機関の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・圏域内医療機関の洗い出し(病院・歯科医院・薬局 鍼灸マッサージ・柔道整復師等)をし周知を行なう。</li> </ul> <p>④函館市医療・介護推進協議会開催の研修への参加。</p> <p>⑤社会福祉部会にて「通報シート」の作成・配付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通報シート」を圏域内医療機関等へ配付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別ケース連携数</li> <li>・ネットワーク構築数</li> <li>・ネットワーク構築機関</li> <li>・高齢者虐待通報者内訳</li> </ul>

## 2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
権利擁護業務に関する ネットワーク構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関職員と顔の見える関係作りが必要。</li> <li>司法関係者への苦手意識がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経験年数が少ない職員が多い。</li> <li>職種や経験により対応能力の差がある。</li> <li>司法関係や制度等への苦手意識が強い。</li> </ul>	<p>1.各関係機関の役割を知り顔の見える関係を作る。</p>	<p>①センター内での事例検討の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分が直接関係したことの無い関係機関の役割を事例を通し理解することで、自身が活用する際に有効なネットワークとなるようにする。</li> </ul> <p>②成年後見事例検討会への参加。</p> <p>③個別ケースを通した連携強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢福祉課、消費者センター、警察、駐在、法テラス</li> </ul> <p>④研修会や懇談会を通した機関の理解と連携強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>司法関係者(法テラス、弁護士会、司法書士会等)</li> <li>成年後見センター</li> <li>社会福祉士会</li> <li>その他</li> </ul> <p>④法人内在宅サービス事業所での虐待研修の検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>百楽園、永楽荘(デイ、ショート、訪問入浴)</li> </ul>	<p>○権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度や消費者被害に関する研修会や事例検討会への参加、開催回数</li> <li>困難事例に関する研修会や事例検討会の開催回数</li> </ul> <p>○高齢者虐待</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研修会や事例検討会の開催回数と参加機関数(実・延)</li> </ul>
センター内 スキルアップ対策	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談受付時の聞き取りが不明瞭。</li> <li>相談受付の際の聞き漏れ、確認漏れがある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権利擁護相談対応経験が少ない職員が多い。</li> <li>職員が、高齢者虐待の相談受付時間聞き取りのポイントがその後の対応にどのように活用されるか理解していない。</li> <li>相談受付時、職員が焦り聞き取りが出来ていないことがある。</li> </ul>	<p>1.高齢者虐待について各職員が相談受付の聞き取りポイントを理解する。</p>	<p>①職員への聞き取り(アンケート)実施。</p> <p>②相談受付票を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>聞き取りのポイント。</li> <li>聞き取りの情報がどう展開されていくのか。</li> </ul> <p>③相談受付票活用研修会(センター内)。</p> <p>④相談受付での活用。</p> <p>⑤虐待研修会(北海道社会福祉士会主催)への参加。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター内における研修会、事例検討会の開催回数と参加人数</li> <li>センター外における研修会、事例検討会の参加回数と参加人数</li> </ul>

## 2. 権利擁護業務

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での支援が困難になってから発見される。</li> <li>・高齢者を含む地域住民同士での気付きが必要。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯、単身世帯が多く、人通りも少ない為異変に気付きづらい。</li> <li>・団地では、近隣関係が希薄である。</li> <li>・漁村部では近隣との繋がりは密であり、親類関係も多く困りごとがあり悪化していても相談に至らないことがある、</li> <li>・山間部では、隣の家との距離が離れていても比較的近隣との繋がりがあがるが、情報が入りづらい為、相談に繋がりにくい。</li> <li>・近隣に精神科病院が2件あり、精神疾患や精神疾患疑いなど権利侵害のリスクが高い高齢者や家族が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への記事掲載回数【2回】</li> </ul> <p>1.虐待や消費者被害の異変に気づく事ができる住民が増える。</p>	<p>①広報紙に高齢者虐待、消費者被害に関する記事を掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が気付く視点に焦点を当てた記事を作成。</li> </ul> <p>②広報紙をホームページに掲載し、高齢者虐待、消費者被害に関する情報を発信する。</p> <p>③出前講座の開催及び講師派遣。</p> <p>④出前講座実施メニュー(仮名称)への反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者虐待</li> <li>・消費者被害</li> <li>・成年後見制度</li> </ul> <p>⑤教室等事業時や訪問先、町会、民生委員へのパンフレット配布。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高齢者虐待</li> <li>・広報紙, パンフレット配布回数</li> <li>・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象</li> <li>○成年後見制度・消費者被害</li> <li>・広報紙, パンフレット配布回数</li> <li>・出前講座の開催や講師派遣による周知回数と対象</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【根拠法令】介護保険法115条の45第2項第3号

【目的】高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関との連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携することにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援を行うことを目的とする。

【重点事項】地域包括ケアシステムの構築を意識し、多職種の参加や圏域内の主任介護支援専門員と連携して、ケアプラン指導研修を開催する。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
包括的・継続的 ケアマネジメント体制 の構築	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネジャーの対人援助スキルの不足が考えられる。</li> <li>・多様化する家族について、理解を深める必要がある。</li> <li>・圏域内で活動するケアマネジャーから要望のある事例検討会、懇談会を継続し、今後の圏域内での連携を強化する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主任介護支援専門員部会で検討してきたケアマネジャー支援の内容のうち、ケアマネジャーの変更を検討したケース分析から上記の課題が明らかになった。</li> <li>・圏域内のケアマネジャーに行ったアンケートの結果、ケアマネジャー間の交流や連携の不足を感じていた。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン指導研修【3回】 (10包括合同 2回) (東央部圏域合同 1回)</li> </ul> <p>1.地域のケアマネジャーの知識、技術の向上を図り、地域包括ケアシステム構築を推進する。</p> <p>2.圏域内のケアマネジャーの連携を強化し、円滑な支援体制構築を目指す。</p>	<p>①函館市地域包括支援センターケアプラン研修開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「バイスティックの原則を学ぶ」(8月予定) 講師：北海道総合福祉センター 五十嵐教行 氏</li> <li>・「家族の理解とその支援について学ぶ」(11月予定) 講師：あつたかプランとうべつ 木村晃子 氏</li> </ul> <p>②事例検討会の実施。(10月予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業所加算取得居宅介護支援事業所との合同開催</li> </ul> <p>③懇談会の開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワールドカフェ方式等の懇談会の開催(予定)</li> <li>・昨年実施したケアプラン研修・連協研修・懇談会等で要望の多かった懇親会も取り入れた内容とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアプラン指導研修開催回数 (多職種, 主任CM連携)</li> <li>・参加数(率)</li> </ul>
介護支援専門員に 対する個別支援	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者支援の過程でケアマネジャーの直面する課題が多様化している。</li> <li>・小規模な事業所が多く、課題解決に向け、より多くの視点で臨む必要がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行と多様化する家族問題が重複するケースが増加している。</li> <li>・ケアマネジャーが単独あるいは事業所内で解決することが困難な事例が散見される。</li> <li>・今後の協力体制の強化が不可欠である。</li> </ul>	<p>1.定期的な居宅介護支援事業所との連絡、相談を実施し、個別支援や地域ケア会議等を通じ、地域の連携体制の強化を図る。</p>	<p>①圏域内の居宅介護支援事業所ならびに、委託事業所に対する定期的な連絡により、支援困難ケースの確認を実施する。(おおむね3カ月に1回)</p> <p>②支援困難事例について、主任介護支援専門員ほか担当となる各配置職員が、事業所内での検討を基本に必要な機関と連携を図り、問題解決にあたる。</p> <p>③各ケアマネジャーや居宅介護支援事業所等と必要に応じ積極的にカンファレンスや地域ケア会議を開催し、課題の明確化と対応方法の方向性を共有する。</p> <p>④個別支援については、常に問題解決と終結を意識して取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援数</li> <li>・終結数(率)</li> </ul>

## 包括的支援事業

### 4. 介護予防ケアマネジメント業務

【根拠法令】旧介護保険法115条の45第1項第2号

【目的】二次予防事業対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう支援を行うことを目的とする。

【重点事項】平成29年度からの介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施に向けた体制整備を行う。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
介護予防 ケアマネジメント	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次予防対象者が運動等介護予防に取り組まないことで、要介護状態となる可能性がある。</li> <li>・介護予防、健康維持継続の社会資源の活用が十分ではない。</li> <li>・自身に合った介護予防の知識や実践方法を学ぶ機会が少ない。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援・要介護認定率が増加傾向にある(特に要支援認定者が増加している)。</li> <li>・介護が必要となった原因は、骨折・転倒関節疾患、脳血管疾患、認知症の占める割合が高い。</li> <li>・市街地から離れている地域であるため、交通の便も悪く、外出しにくい環境である。</li> <li>・他圏域に比べ、圏域内に社会資源自体少ない。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.対象者が要支援・要介護状態になることを防ぐことができる。</li> <li>2.自身に合った介護予防方法を身に着けることができる。</li> <li>3.地域の社会資源を利用し、介護予防を継続することができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①二次予防対象者への積極的な勧奨。</li> <li>②介護予防マネジメントの実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有シートの作成(計画・評価)。</li> <li>・訪問型介護予防事業担当者との連絡・調整。</li> <li>・プログラム終了者に対するフォーマルサービスや地域活動等の利用勧奨・調整。</li> </ul> </li> <li>③二次予防事業対象者等への支援体制の強化。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次予防対象者、プログラム終了者が利用できる社会資源の把握と情報共有。</li> <li>・把握した社会資源を保健師部会で情報共有する。</li> <li>・特に身近に活用できる町会サークル等の情報収集。</li> <li>・各包括職員との社会資源等情報共有。</li> </ul> </li> </ol>	

## 包括的支援事業

### 5. 地域ケア会議推進事業

【根拠法令】介護保険法115条の48

【目的】高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を目的とする。

【重点事項】圏域内の地域課題を明らかにし、把握された地域課題の解決策の検討を行うとともに、全市的な取り組みが必要な課題については「函館市地域ケア全体会議」において、新たな仕組みづくりや政策形成へつなげる。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
個別ケースの検討を行う地域ケア会議	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催事例がセンター内と一部の居宅介護支援事業所が中心となっている。</li> <li>地域からの事例は、民生児童委員から相談のあった数件にとどまっている。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援事業所ケアマネジャーからの依頼による会議開催が少なく、苦手意識や多忙感があると考えられる。</li> <li>※H27年度は13件中5件がケアマネジャーの支援ケースだったが、いずれもセンターからの働きかけで実施。</li> <li>民生委員や町会関係者からの依頼が少なく、周知不足が考えられる。</li> <li>※H27年度は、民生委員が8件、町会関係者が3件、近隣住人等が5件参加したが、いずれもセンターからの依頼によるもの。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数【6回】</li> </ul> <p>1.センター内からの事例の抽出のほか、居宅介護支援事業所や地域住民からの依頼による事例を増やす。</p>	<p>①センター事例の会議開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援困難事例について、利用者個人の福祉と地域の安寧に着眼し、取り組む。</li> </ul> <p>②居宅介護支援事業所事例の会議開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築の取り組みから、開催事例を抽出する。</li> </ul> <p>③民生児童委員・町会関係者事例からの会議開催。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下記広報活動から、会議開催を推進し、その有効性について口コミでの拡散を図ることができるよう取り組む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数と開催達成率</li> <li>参加者内訳</li> </ul>
地域課題の検討を行う地域ケア会議	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特徴の違いにより、課題が細分化する可能性がある。</li> <li>地域力にばらつきが生じている可能性がある。</li> <li>後継者不足が深刻化している。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域により特徴に差異があるため、検討内容を考慮する必要がある。</li> <li>孤立死の増加や交通の不便等の大きな課題を内包している。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数【3回】</li> </ul> <p>1.これまで実施してきた会議の内容を検証し、その取り組みを生かし、地域に即した会議を展開する。</p>	<p>①これまで開催された地域ケア会議(高齢者の安否確認、認知症高齢者の理解等)で抽出された地域課題を検証し、テーマを選定する。</p> <p>②H27年度実施の際の、新圏域を意識したブロック分けをもとに3つのブロックに分け、各ブロックで開催する。(民生児童委員方面の3地域を基本とする)</p> <p>③居宅介護支援事業所や居宅系サービス事業所のケアマネジャーと協働で取り組める内容とする。</p> <p>④民生委員、町会役員との協働実施を目指すため、関心の高い内容とする。</p> <p>⑤地域住民が参加できる内容を検討する。検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催数と開催達成率</li> <li>参加者内訳</li> </ul>

## 5. 地域ケア会議推進事業

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	評価指標
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民から地域ケア会議を要望される事例がほとんど見受けられない。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアを推進するための地域ケア会議について、民生委員や町会関係者への周知が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙への記事掲載回数【1回】</li> <li>・パンフレットの配布【3方面 33町会】</li> </ul> <p>1.地域住民の地域ケア会議の理解を深める。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①広報紙に地域ケア会議に関する記事を掲載する。 ・特に活用の方法等具体的な内容を検討する。</li> <li>②広報紙をホームページに掲載し、地域ケア会議に関する情報を発信する。</li> <li>③出前講座の開催及び講師派遣。</li> <li>④出前講座実施メニュー(仮名称)への反映。 ・地域ケア会議について。</li> <li>⑤教室等事業時や訪問先、町会、民生委員への地域ケア会議パンフレットを配布。</li> <li>⑥地域ケア会議パンフレットをホームページに掲載する。</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</li> </ul>



# 任意事業

## 1. 家族介護支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第2号

【目的】要介護高齢者を介護する者やそれを支える地域住民に対し、適切な介護知識や技術の指導・助言、介護者同士の交流等を行い、介護者を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
家族介護教室	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護者や地域住民等の高齢者や疾患に関する正しい知識を知る機会が少ない。</li> <li>介護者が一人で身体的・精神的負担を抱えているケースがあり、地域等身近な住民の理解を得づらい。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市に比べ高齢人口の割合、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が多い。</li> <li>生産年齢人口の減少による、高齢者を支える介護者の不在。</li> <li>認知症高齢者の増加が推測される。</li> </ul>	<p>&lt;計画数値&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数【2回】</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>介護に関する正しい知識や技術を学び、高齢者や認知症等の疾患の実態を知り、理解を深めることができる。</li> <li>介護者の介護負担を軽減し、健康を維持できる。</li> <li>要介護者、介護者家族を地域で見守る必要性に気付き、実践できる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅で介護を行っている方、地域住民</li> </ul> </li> <li>具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護に関する知識や技術の周知をする。</li> <li>見守りボン、介護マーク等サービスの紹介。</li> <li>※対象のニーズや背景にあった内容の講座を行う。</li> <li>※高齢者や認知症等疾患の実態を伝え、理解を得ることができるよう内容や媒体等検討する。</li> </ul> </li> <li>家族介護相談の対応体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口対応の強化。</li> <li>介護者家族支援に関する制度等の情報共有。</li> <li>函館市保健福祉部高齢福祉課家族介護支援担当者との連携。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催回数</li> </ul>
住民等に対する広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護者や地域住民等の高齢者や疾患に関する正しい知識を知る機会が少ない。</li> <li>介護者が一人で身体的・精神的負担を抱えているケースがあり、地域等身近な住民の理解を得づらい。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全市に比べ高齢人口の割合、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯が多い。</li> <li>市街地から離れている地域であるため、交通の便も悪く、外出しにくい環境である。</li> <li>生産年齢人口の減少。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙への記事掲載回数【1回】</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>広報や出前講座を通じ、相談窓口や社会資源の適切な介護知識や技術に関心を持ち、知識を深めることができる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>広報紙に介護用品や介護技術等の介護知識に関する記事を掲載する。</li> <li>広報紙をホームページに掲載し、介護用品や介護技術等の介護知識に関する記事を掲載する。</li> <li>出前講座の開催及び講師派遣。</li> <li>出前講座実施メニュー(仮名称)への反映。 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護用品や介護技術等の介護知識について</li> </ul> </li> <li>教室等事業時や訪問先、町会、民生委員へのパンフレット配布。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※住民の意見を反映させ、具体的な内容決定する。</li> <li>※住民が要介護者や介護者家族への理解を深め、地域で要介護者を支える重要性の啓発。</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広報紙・パンフレット配布回数と対象</li> </ul>

## 任意事業

### 2. 住宅改修支援事業

【根拠法令】介護保険法115条の45第3項第3号

【目的】高齢者向けに居宅等の改良を行おうとする者に対して、住宅改修に関する相談、助言等を行い、高齢者の在宅生活を支援することを目的とする。

事業内容	現状分析 (課題とその背景)	平成28年度 活動計画		
		事業目標	具体策	独自評価指標
住宅改修支援	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が記載する理由書の記載内容に不足がある。</li> <li>医療専門職との連携が少ない。</li> <li>医療関係者が住宅改修についての知識が乏しい場合がある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入院を経ての在宅復帰ケースにおいて、入院中のリハビリ内容や専門職による身体状態の評価を聞き取る機会の設定を自主的に行えていないと思われ、アセスメントや改修内容の検討が不十分となっている。</li> <li>知識の乏しい病院関係者が利用者や家族に説明を行うことで、対象となる改修内容の理解が正しくされず、再調整が生じることがある。</li> </ul>	<p>1.医療関係者との連携を図り、細やかな情報収集・アセスメントがされることで正しい理由書の作成ができる。</p> <p>2.利用者・関係者へ正しい知識が説明できることで、改修案や代替案の検討・提案ができる。</p>	<p>①退院時カンファレンスへの参加や家屋調査への同行を包括から提案し、身体状態について専門職の意見を聞く機会を持つ。</p> <p>②退院前初期の段階から包括が介入することで、利用者や病院関係者に住宅改修の正しい知識を伝える。</p> <p>③住宅改修の対象とならない改修案に対し、福祉用具貸与や福祉用具購入を活用した代替案を提示する。</p>	
住民等に対する 広報・啓発活動	<p>&lt;課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口や住宅改修への知識が乏しい為に、自費で改修工事を行ってしまう等、利用者の不利益が生じているケースがある。</li> </ul> <p>&lt;背景&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相談窓口である包括支援センターの理解が不足している。</li> <li>介護保険認定及び住宅改修に対する理解が乏しい。また、知る機会も少ない。</li> </ul>	<p>・広報紙への記事掲載回数 【1回】</p> <p>1.広報や出前講座を通じ、相談窓口や住宅改修に対する関心を持ち、知識を深めることができる。</p>	<p>①広報紙に住宅改修に関する記事を掲載する。</p> <p>②広報紙をホームページに掲載し、住宅改修についての情報を発信する。</p> <p>③出前講座の開催及び講師派遣。</p> <p>④出前講座実施メニュー(仮名称)への反映 ・住宅改修</p> <p>⑤教室等事業時や訪問先、町会・民生委員へのパンフレット配布。</p>	<p>・広報紙・パンフレット配布回数と対象</p>